

# 第5章 計画の推進に向けて

## 第1節 計画の推進体制

---

### (1) 計画の推進体制

本計画に示した施策には、庁内の各部署が相互に関連する計画や事業、施策に関するものが数多くあります。

そこで、市民や事業者、専門家等による施策のチェックや検証も行いながら、関連部署相互の緊密な連携により計画を推進します。

### (2) 市民・市民団体の役割

市民は、身近な花や緑を守り、育て、創る主体であり、一人ひとりの行動を地域、市全体に広げていくことが大切です。

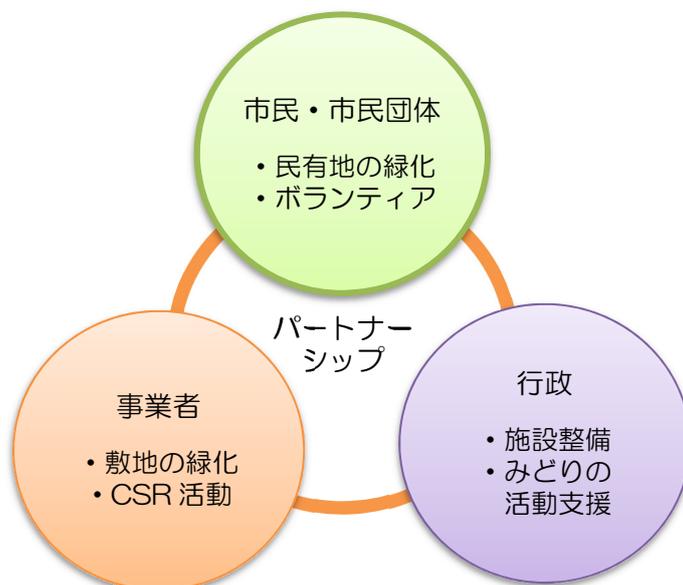
### (3) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、地域に貢献できる活動に参画することが求められています。

### (4) 行政の役割

国や県との調整が必要な施策については連携して推進します。また、国や県が管理する施設については、本計画に基づき施策の展開が図れるように働きかけます。

また、市民や市民団体、事業者等の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、みどりのまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境づくりに取組みます。

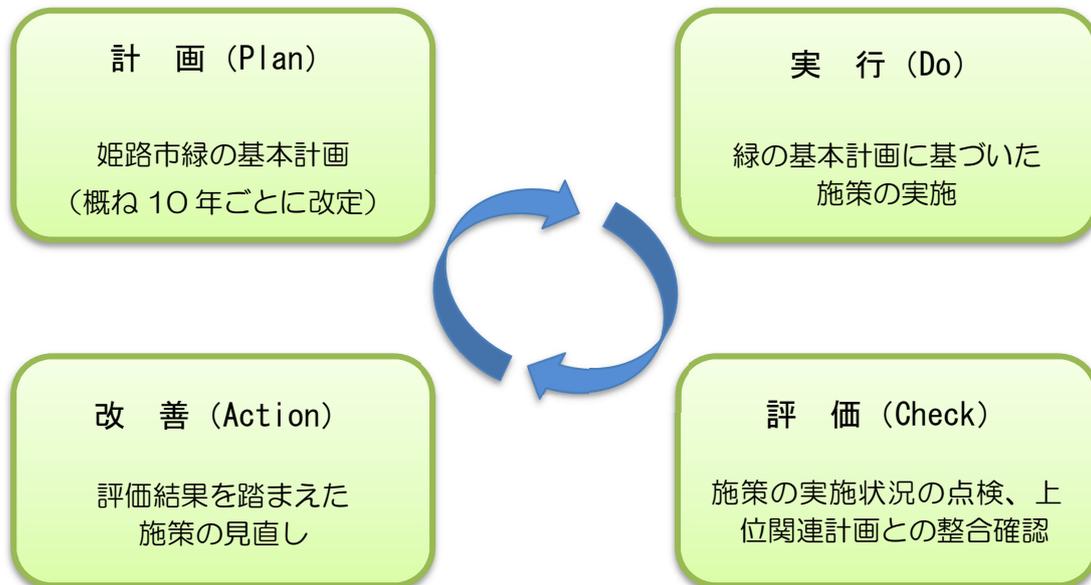


## 第2節 計画の進行管理

---

### (1) 進行管理のサイクル

本計画の運用にあたっては、PDCA(計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action))のサイクルで進行管理を行います。



### (2) 緑の基本計画の見直し

本計画は、今後概ね 10 年間を計画期間とし、法改正や社会情勢の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直しを行います。

見直しにあたっては、本計画で位置づけた施策の実施状況や市民意向、計画目標の達成状況を検証し、関係者等による協議の場を設けて行います。